

国民年金保険料の追納がおすすめ

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低くなります（納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません）。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税、住民税が軽減されます。ぜひ、追納申込をお勧めします。

●追納の注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
- 老齢基礎年金を受給している方は、追納できません。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。
- 追納するためには、申し込みが必要です。

国民年金保険料は電子決済可能

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

国民年金保険料が、スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

必要な物 ●納付書 ●スマートフォン ●決済アプリ

対象 ●auPAY ●d払い ●PayB（※） ●PayPay

※金融機関等が提供するアプリを含む。詳細はPayBのHPをご覧ください。

納付方法



「領収（納付受託）済通知書」（納付書）のバーコードを決済アプリで読み取ることによって、電子（キャッシュレス）決済できます。

留意点

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書）は、決済アプリに対応していません。

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 5月16日（火）
9時30分～12時、13時～15時

必要なもの

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

予約 幡多年金事務所へ**直接予約のお電話**をしてください。

代理人の場合 ●委任状 ●代理人の本人確認ができるもの

※詳細については、ご予約の際にお尋ねください。